

壮瞥町福祉灯油購入助成事業実施要綱

平成 30 年 12 月 17 日

要綱第 7 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、在宅で生活する低所得者世帯等に対し、暖房用燃料等を支給することによって、当該世帯等の経済的負担を軽減し、冬期間における生活の安定を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第 2 条 支給の対象は、各年 11 月 1 日現在において、本町に居住する次の各号に該当する当該年度町民税が世帯全員非課税の世帯（以下、「対象者」という。）とする。ただし、申請時において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項の規定による生活保護受給世帯及び単身世帯において社会福祉施設等に入所又は病院等に入院している世帯並びに冬期間において町外に滞在している世帯は除くものとする。

- (1) 高齢者世帯 世帯全員が満 65 歳以上の世帯（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を扶養している世帯を含む）
- (2) 重度障害者世帯 次のいずれかの手帳を持つ障害者が世帯主又は同居する世帯
 - ア 身体障害者手帳 1 級又は 2 級
 - イ 療育手帳 A
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- (3) ひとり親世帯 父又は母と満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がいる世帯

(支給方法)

第 3 条 町長は、第 6 条の規定に基づき支給決定を受けた者に対して、壮瞥町福祉灯油券（様式第 1 号。以下「灯油券」という。）を交付する。ただし、電気、ガス、石炭、コークス、薪等（以下「薪等」という。）を使用する世帯については、原則、現金を口座振込にて支給する。

(支給額)

第 4 条 1 世帯あたりの支給額は、各年 11 月 1 日現在の灯油小売価格単価に 100 リットルを乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額を基準として、毎年度予算の範囲内で定めた額とする。

2 前項の額の上限は 1 万円とする。また、前項の額が 7 千円未満となった年度は、本事業を行わないこととする。

(支給申請)

第 5 条 対象者が支給を受けようとするときは、当該年度の 2 月末日までに壮瞥町福祉灯油購入助成申請書（様式第 2 号）により申請しなければならない。

(支給決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査したうえで支給の可否を決定し、対象と認めるときは、壮瞥町福祉灯油購入決定通知書(様式第3号)により、灯油の場合にあつては灯油券、薪等の場合にあつては請求書類を添えて通知し、却下したときは壮瞥町福祉灯油購入支給却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(灯油券の使用方法)

第7条 灯油券の発行を受けた者は、壮瞥町内の暖房用燃料販売業者に当該灯油券を提出し、現物を受領することによって行うものとする。

(灯油券の有効期限精算)

第8条 灯油券の有効期限は当該年度の3月10日までとする。

2 販売業者は、灯油券と引き換えに灯油を対象者に支給したときは、当該年度の3月20日までに受領した灯油券を添えて町長に請求するものとする。

(灯油券の返還)

第9条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した灯油券又は現金を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請により灯油券の交付又は現金の支給を受けたとき。
- (2) 灯油券を他に譲渡したとき。
- (3) その他灯油券を不正に使用したとき。

(補 則)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。